

平成25年度 第1回
(2013年度)

吹田市都市計画審議会常務委員会議事録

日時 平成25年12月5日(木) 午後4時
場所 吹田市役所 低層棟3階 入札室

平成25年度（2013年度）第1回都市計画審議会常務委員会議事録

日時：平成25年12月5日（木）午後4時～午後6時

場所：吹田市役所低層棟3階 入札室

○配布資料

次第

資料1 「吹田市都市計画マスタープラン見直し方針（案）」について

資料2 吹田市都市計画マスタープラン見直し方針（案）

資料3 「吹田市都市計画マスタープラン見直し方針（案）」に係る常務委員からの
意見要旨

資料4 「吹田市都市計画マスタープラン見直し方針（案）」に係る市民意見

資料5 都市計画マスタープラン【見直し素案】のイメージについて

参考資料 現行都市計画マスタープランの地域別構想図

地域別構想図（合成図）

地形図と市街地発展の流れ他各種図面

1. 開会

松本室長：平成25年度第1回都市計画審議会常務委員会を開催いたします。開会にあたり、
都市整備部長よりごあいさつ申し上げます。

森都市整備部長：委員の皆さまには公私ともご多忙中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
現在見直しを進めております都市計画マスタープランについて、大局的な
お立場からのご意見、ご助言をいただいていることを重ねてお礼申し上げます。
さて、本日の案件でございますが、「都市計画マスタープランの見直し方針（案）」
について」及び「見直し素案のイメージについて」でございます。平成26年度の策定
に向け、本市を取り巻く様々な動向を踏まえるとともに、市民の方々など多様な主
体がまちづくりに参加していただけるよう、見やすく、わかりやすいマスタープラン
としていきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：本日、榎谷委員、澤木委員がご欠席と伺っております。委員の半数以上がご出席
ですので、吹田市都市計画審議会条例施行規則第5条第2項の規定により本委員会が
成立していることをご報告します。吉田会長、議事進行をお願いいたします。

吉田会長：皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。20年
枠組みの吹田市都市計画マスタープランについて、10年が経過したところでの見直
し作業に関して、皆さまのお知恵を拝借しているところです。本日は後半10年に向
け、市民からの意見も出揃ったということで、見直し方針（案）を詰め、イメージ
を打ち出そうということでお集まりいただいています。傍聴の方はおられますか。

事務局：おられません。

2. 議題：都市計画マスタープランの見直しについて

(1) 現行の都市計画マスタープラン見直し方針（案）について

○事務局より資料1～4について説明（都市整備室：清水主査）

吉田会長：見直し方針(案)についての事務局作成資料ですが、中心は資料2の特に末尾に集約されています。資料2について補足しますと、1～2ページで策定の経緯、都市マスとはどういうものかということが書かれています。2ページの上をみると府の策定された区域マスタープランがあり、これも視野に入れる必要があるということです。また、上位計画として第3次総合計画が12月議会に提出されると聞いています。現行の都市マスは2ページの下図のような章だてになっていますが、この見直しが課題になっています。3～4ページには動向が書かれています。吹田市についても4ページのような動きがあります。市民アンケートに関しては、5ページの下で、満足度が低く重要度が高い項目について見直しに当たって特に視野に入れるべき項目として赤丸が付いています。6ページの満足度が高い項目、低い項目や7ページの重要性について選択率の高い項目などについても、視野に入れておく必要があるということです。9～10ページでは6項目の課題が文章化されており、10ページの一番下で、都市マスを市民の使いやすいものとする必要があるという集約的な課題が打ち出されています。11～12ページで見直しの視点が3項目に集約されており、本日は、これを確認する必要があります。それを踏まえて(2)の議題である見直し素案のイメージについてご了解いただく必要がありますので、12ページの3つの視点に議論を集中したいと思います。

その前にご質問等いかがですか。

A委員：ブロック分けについては、変えるのでしょうか。

事務局：参考資料をご覧ください。現行の都市計画マスタープランの地域別7ブロックは、総合計画と整合を図りつつ、地域の生活圏の実態などを勘案し、それぞれの地域に公共施設を配置するなどの政策的意図や地勢等から区分した側面もあり、都市計画的な裏付けについては、すでに委員の皆さまからご指摘をいただいています。ブロックを分けることによって、お住まいの方にとっては、域内に何があるかを見てとれるメリットもありますが、線を切ることによってネットワークがわかりにくかったり、重複して記載したりということもあります。参考資料2で試しに7ブロックを1つにつなげた図を作成してみました。ブロックに分けなくても、地域の情報は1枚の地図で十分見ていけるのではないかと、線を引く必要はないのではないかとということで検討を始めたところです。地域別構想がないと地域のミクロな課題に対応できないのではないかとこの思いもあったのですが、つなげることによって、より隣の地域とのつながりが見えやすくなります。また、コミュニティ、駅勢圏等のそれ

ぞれの圏域を考えると一律に線を引くのは難しいのではないかとこのことで、1枚の地図で地域のマイクロなところも表すことを検討しています。市域外の地図も重ね合わせていきたいという思いも持っています。見せ方については工夫の必要があり、これから検討しますが、地域のマイクロな情報を漏らすことなく、1枚の地図で表現したいと考えています。線を引き直すのではなく、線をなくす検討をさせていただきたいということです。

A委員：それだと、現行の構想とかなり変わります。現行では、何々地区にはこういう問題があるということで理解しやすかったのですが、今回は、全部をならして表現するというので、テーマごとに記述することになるのですか。

事務局：その可能性もありますし、適切に重ね合わせた形も考えています。お住まいの方が見たい図には線を引く必要はなく、防災と緑と地勢といったいろいろなレイヤーを重ね合わせた図をA4サイズの中でうまく表現したいと考えています。現行の地域別構想に書いてある、地域の現況と特性、まちづくりのテーマ、基本方向、方針について、類型ごとに精査する作業をしています。たとえば内本町、岸部、山田といった歴史的地区については、同じような記述となっており、集約できないかと考えています。線をなくすことにより地域の情報が薄まらないように類型分けを検討したいと思っています。

吉田会長：A委員は7地域に分けることについて、首を傾げておられたのですね。それを受けての見直しだと思うのですが。

A委員：ブロックに分けるのが理想ですが、テーマによってブロックの大きさが違いますので、今の方向で問題ないと思います。ただ、そうすると現行のマスタープランとはかなり違った構成になる可能性があります。

吉田会長：補足しますと、現行都市マスは全体構想が6割、地域別構想が4割となっています。地域別構想では、吹田市を幹線道路や鉄道等で7つに区分し、それぞれ記述していますが、それがどこまで有効かという議論がありました。見直し方針(案)の10ページの下の方に、7ブロックに分けていたけれど組み替える必要があるということが書いてあり、12ページの視点で地域の特性を重視し柔軟にとということで、機械的、形式的に区分せずに施策領域ごとに吹田市全体を視野に入れて見直した方が良くかもしれないということが示唆されています。それに基づきイメージが提起されているわけです。

B委員：地域の線がなくなるということですが、地域別構想はどうなるのですか。

事務局：記述の内容は別として、地域別構想という入れ物はなくなります。地域のマイクロな課題や特性は地域別構想でなくても表現し得るのではと思っています。

B委員：第2章のタイトルは地域別構想でなくなるが第2章はある、ということですか。

事務局：そうです。

C委員：施策の内容によって圏域が異なることを、市民の方々にもう少し伝えないといけないと思います。大変な作業だと思いますが、そこを整理し、丁寧に説明する必要があると思います。それができれば、施策ごとに圏域が違って、地縁的なブロックごとに課題を整理できそうで、仮の領域での地域別方針の整理はできるのではないかと思います。

D委員：参考資料の3ページ以降は、地域の情報を示すページではないのですか。

事務局：現行都市マスでは、7ブロックの図があり、都市計画に関連する道路、公園、土地利用等しか図示していませんが、実際には3ページに示したような、地形、開発の時期等いろいろな分け方があり、一律7ブロックでは説明しきれない部分もあります。今はイメージとして示している段階ですが、重ね合わせて、地域特性が表せるような仕立てにしたいと考えています。

吉田会長：イメージがわかってから議論の方が有効なので、先に資料5の説明をお願いします。

(2) 都市計画マスタープラン【見直し素案】のイメージについて

○事務局より資料5について説明（都市整備室：清水主査）

吉田会長：現行都市マスをシンプルでわかりやすい計画にしたい、3つの視点で見直したいということです。従来は第2章で7ブロックに分けていましたが、生活圏域とブロックが必ずしも一致していない、拠点市街地のネットワークが見えにくいということもあり、改定のイメージとしては、ブロック区分を必ずしもしないで、市域全体をみる視点を強く位置付け直したいということです。さらに地域住民がまとめる構想を組み入れる形を打ち出しておられます。常務委員会としてそれで良しとするかどうかは問われています。

E委員：3つに集約した視点については、うまくまとまっていると思います。

ブロック別について、7つに分けるのは疑問に思います。吹田で生活してきた感じでは、分けるのでしたら、大まかに分けて、旧吹田、ニュータウン、江坂の3つに収斂されるのではないかと思います。それくらいで括った方が作業しやすいという印象です。

また、10年前の想定と人口や高齢化などの状況が異なっており、そういった環境の変化についても検証しておかなければいけないと思います。万博周辺や操車場の問題など10年前には想定していなかったこともあり、10年先にどう変わるかをイメージしないとマスタープランにならないと思います。

C委員：見直し方針(案)の12ページにある「新たな仕組み」は、資料5の「地区まちづくり構想」のことを言っているのだと思いますが、なぜこういったことをやるのかを視点に入れる必要があるのではないのでしょうか。7ページでは「身近なまちづくりの

機会」の満足度と重要度が残念ながら低くなっており、まちづくりへの参画機会が十分でないのかもしれませんが。これからは市民が主体的にまちづくりに取組まなければいけないので、それに答える仕組みを提案する、ということを書いておく必要があると思います。

吉田会長：見直し方針(案) に記述として文言を入れておくということですね。

C委員：そうです。その方が明確になると思います。

吉田会長：事務局、受け止めていただければ。

事務局：はい。

C委員：現行都市マスの文言は、「まちづくり」となっていますが、見直し後は「都市づくりの方針」「都市計画の基本方針」「地区まちづくりの構想」となっています。使い分けが気になるので、補足説明をお願いします。

事務局：きちんと定義はできていない状況です。見直し方針(案) では、ハードに軸足を置き、都市空間をつくっていくことを連想する言葉として「都市づくり」を使っています。平成16年の現行都市マス策定当時は、第3次総合計画が策定される前だったこともあり、「安心・安全」「環境」「福祉」といった、都市計画から一步踏み出したところも取込んで策定しています。当時の担当者からは、ソフト・ハードを含んだ「まちづくり」と「街づくり」を使い分けようかという議論までしたと聞いています。「まちづくり」という言葉を安易に使うと総合計画で謳っていることとの整合も意識しなければならないということもあり、今回は空間をつくっていくベースになる部分を「都市づくり」とし、「都市計画」と分けて使っています。「都市づくり」は、「都市計画」を使いつつ総合的に進めるイメージです。第5章では「まちづくり」を使っています。地区計画の策定に向けて取組んでいる地区が3～4地区ありますが、まず地域で何が問題かというところから入り、皆さんで共有したうえで、課題解決の最終手段として地区計画や景観法の活用についてお手伝いしています。地域で話し合いをする部分が「まちづくり」というイメージです。このあたりは、精査をする中で定義していきたいと思います。

D委員：6つの課題から3つの視点に向けての矢印については、関連性がわかりませんが、出てきている3つの視点は今の時代にあったものでわかりやすいと思います。課題の出し方をもう少し見直し、これからは住民が声をあげることが必要だなどといったことを出したうえで、この3つになるのならわかりやすいです。現行都市マスとの違いは、住民の顔が見えるようなものをつくりたいというところだと思いますが、見直し後のイメージの第2～4章のタイトルは今まで以上にかたい感じで、それが終わった途端に第5章で勝手にやってくれという感じがします。都市マスは、吹田市のフィールドの上で皆さんに好きに踊っていただくための情報をきちんと提供する役割を担わなければいけないと思います。現行都市マスは、地域別構想という名前が付いていますが、たぶん地域別に住民が構想を練ったのではなく、大きい地図を切っ

たものを付けたのだと思います。今回もA3でつくった地図を切って載せれば問題ないのではないのでしょうか。参考資料の地図は、駅もわからず、これを見て自分の住んでいる場所がわかる市民はほとんどいないと思います。少なくとも前の切った地図では、駅の名前も書いてあり、自分の住んでいる場所がわかります。

また、今回は、冊子になるものとホームページに載せるものについて、ホームページ上では、大きな地図でグーグルマップのようにズームできるものがあれば良いと思います。地域別に構想をつくるのでなければ、冊子の方は、全市の図を切って載せたもので良いと思います。

もう1つ、市民の側から出してもらった地区まちづくり構想を都市計画上に位置付けるのは相当難しいと思います。今でもまちづくり協議会が動いているところはほとんどなく、地区計画は数十戸の小さな単位でやっており、これが本当に5章に載るのかと思います。ここは付録のような感じで、皆さんに参考で見てもらえるようなものの方が良いのではないのでしょうか。

事務局：第2～4章のイメージについては、まず理念や将来像を明確に表し、次に都市計画を横断するような防災、景観、魅力、にぎわいなどがあり、そして法定で書かなければならない道路、市街地開発等について書くということを表現したかったからです。実際に市民の方に見ていただくためには、防災も道路も表現は同じにしていかなければいけないと思っています。ご指摘を踏まえ検討します。

地域別構想については、地勢や地物をもとに人口等がある程度均等になるように7つに分けており、この区分をもとに施設整備を行ってきた経過もあります。現在では人口も減ってきて、施設を最適化していかなければならない時代になってきております。

D委員：以前は、都市計画的に意味があったブロックをいまやめて良いのかということもありますよね。

事務局：都市計画上の意味があったのかどうかは追求できていないと思います。元々、都市計画では7ブロックで地域整備の方針があったのですが、第3次総合計画で6ブロックが位置付けられました。このブロックは、施設の適正配置等の面で使われてきたのですが、個別計画がしっかりしてきたこともあり、第3次総合計画の見直し案ではブロック区分がなくなりました。

また、現行都市マスの地域別構想はたくさんの市民さんに集ってもらってつくったものです。紫色の点線は、地域別に市民さんから出されたテーマが書かれている部分ですが、地域ごとに分かれて議論していただいたため、偏りがあることがわかります。吹田市は36k㎡で政令市の区に対応する程度の規模で、市街化調整区域もありませんので、いったん、7ブロックを外してみたということです。逆に6、7ブロックに分ける場合は、都市計画としてこれが正しいということをお話しなければなりません。

D委員：自分のいるところがちゃんと探せれば特に問題ないと思います。

事務局：クローズアップした図面を載せることは必要だと思います。公共交通マップ等をつくる时候にも、駅を大きく入れたり、町丁目を入れたり、目印となる学校や公園を強調して入れたりします。お住まいの地域が全体図でもわかるようにしておかないと使ってもらえるものにはならないと思っています。

吉田会長：危険度と建物被害率の図にある線は何ですか。いくつに分かれているのですか。また、小学校区はいくつありますか。

事務局：町丁目で190程度あります。小学校区は36です。

吉田会長：政策的に意図された7ブロック、生活圏としての小学校区などいろいろな圏域がありますが、第5章で使っている「地区」はどういうイメージで把握・設定しているのですか。

事務局：資料5の下に書いてあるとおり、「小学校区や自治会、街区など、一定の広がりをもった圏域」のイメージです。

吉田会長：何地区くらいを並べるイメージですか。

事務局：こちらから線引きをするのではなく、地域で共通の認識を持った範囲があれば、それが一つの地区になるというイメージです。イメージとしては大きくても小学校区くらいだと思います。

吉田会長：住民参加を促すような都市マス上の地区設定が必要なのかとも思います。

C委員：第5章の考え方だと市全体をカバーしません。マスタープランとして、地域の方向性を示すところが若干抜けていると思います。現行の第2章の部分が第5章の頭にあって、その中で地区まちづくり構想があるのであれば良いのですが、今は現行の第2章がどこに行くのか見えていないのです。

D委員：地区の人がもう少し広い圏域の中で自分の地区のことを考えるときに、必要な情報がわからない感じがします。

吉田会長：それをどこに書くべきだと思いますか。

D委員：エリアで切っても切らなくても良いのですが、地区の位置付けをきちんと解説したものが無いといけないと思います。それこそがマスタープランだと思います。

事務局：「地区」という言葉は、「地域」と混同しないようにあえて使っています。このあたりはこういうところだと示し、目指すべき方向に沿った具体の構想を地区まちづくり構想として位置付けるのがきれいな形だと考えておりますが、行政の方で方向性を示してしまうことにもなりかねないので、イメージ図には入れていない状況です。ご指摘を踏まえ、もう少し検討します。

D委員：とは言え、都市計画で用途地域などを決め、その中で皆が動いているわけです。

事務局：地区計画で上乘せのルールをつくっている地域に入ると、宅地分割の問題がきっかけで議論がはじまり、用途をどこまで認めるのか、老人福祉施設や子育て施設はどうかなどの話になっていきます。一定の方向性がないと、隣同士で違った方向を

向くこともありますし、いまの仕立てだと、地域が重なることも想定され、重なった時に阻害し合わないようすることも担保しなければなりません。ご指摘の点は一定必要になると思います。

事務局：都市計画の運用指針でも長期的ビジョンの部分と柔軟に対応する部分を考えるべきと示されています。示されたような形での都市マスを策定している自治体もありますが、まだ数少なく、近々にそういった都市マスをつくっている京都市に話を聞きに行こうと思っています。

こういう仕掛けをつくるにしても、マクロな方向性を示すことは必要だと思います。また、現行の都市マスで拾える以外の避難地などの情報も市民が使いやすいよう入れていきたいと考えています。情報やご意見をいただきますよう、よろしく願います。

A委員：ミクロな見方を入れるのは、基本的には良い方向だと思います。従来は総花的でどこの自治体も同じような内容だという批判がありました。地域の特性で論じることが大事です。第5章の試みは難しいですが、ぜひこういった方向でやっていただきたいと思います。ただ、第4章と第5章の間が飛躍しているので、間に何かあった方が良くと思います。

吉田会長：E委員が指摘されたことですが、10年前の想定どおりになっていない部分について、序章に書くのかどうかといったことがあります。また、変化の激しい地域をピックアップするなど、どこかで触れておいて、その地域については住民参加をより一層進めたいといったことを第4章と第5章の間、または第5章の頭に入れる手もあります。従来との違いとして、住民の参加を位置付けて、わかりやすくするとともに、使いやすくする視点が見えるものにしていただけたらと思います。

D委員：現行都市マスには、たとえば51ページの市街地整備の方針に工事中の写真が載っています。これは今回の見直しでどのようになるのですか。

事務局：51ページの江坂町3丁目の地区については、完了しておりますので、市街地整備の方針からは外れます。千里山については、進捗状況を踏まえながら、事業を完結するという方向性を示します。52ページの吹田操車場跡地については、平成16年にはここまでしか書けませんでした。実際には2～3年後に基本計画を策定し、土地区画整理事業や道路整備が行われ、北側の駅前広場はすでに供用開始しています。吹田操車場跡地整備事業はちょうどこの10年の間にはまっています。地区まちづくり構想については、想定していなかった大きな事業に関して、進捗にあわせて後からでも位置付けられるようにするという使い方もあるかと思っています。決まっている事業は粛々と進めていくものですので、それよりも、難しいですが、この先の10年を見据えた方針にしておかないといけないと思っています。

D委員：それもありますが、たとえば千里山駅周辺整備事業について、お金をかけて皆で考えて実施したのに、出来上がったなら何も載っていないということで良いのかと思

いました。都市計画の中に新しい意味で位置付けられることがあるのではないかと
思います。整備されたことによって周辺への影響が変わってくるのが千里山以外
にもあり、必要なものについては、位置付ける必要があると思います。

事務局：千里山や吹田操車場跡地だけでなく、江坂や佐井寺の区画整理など、都市計画が
果たしてきた役割を一定整理して基礎資料的には揃えたいと考えています。耕地整
理や組合施行なども含め、まちの成り立ちを知ってもらうための基礎資料としては
あった方が良くも思っています。E委員の言われた、吹田、江坂、ニュータウンの
話で、合併前の村の位置付けに遡ることも必要と気づかされたところです。少なく
とも都市マスに沿って10年間やってきた蓄積は改定版に載せないともったいないと
思っています。

吉田会長：いろいろなご意見をいただきました。それでは、見直し方針（案）について基
本了解をいただき、それに基づき、章だてを大きく変えて見直し案をつくっていく
ことについて、ご了承いただいたということでしょうか。

（一同了承）

事務局：ありがとうございました。見直し方針（案）につきましては、C委員のご指摘に
基づき、文章を修正いたします。

12月26日（木）午後2時から都市計画審議会がありますので、よろしくお願いいたしま
す。

常務委員会については、来年の2～3月頃に開催させていただきたいと思いを。よ
ろしくお願いいたします。

吉田会長：これにて第1回都市計画審議会常務委員会を閉会します。

以上